

## 企 画 競 争 実 施 の 公 示

平成 3 1 年 4 月 2 6 日  
法務省大臣官房国際課

次のとおり，企画提案書の募集を行います。

### 1 業務概要

#### (1) 委託業務名

国際仲裁の活性化に向けた基盤整備に関する調査等業務

#### (2) 委託業務内容

本業務は，民間の専門的知見を活用して，日本における国際仲裁の活性化に不可欠な 仲裁人・仲裁代理人等の人材育成， 企業等に対する広報・意識啓発， 審問手続等のための施設整備といった基盤整備に係る各施策を総合的・包括的に行い，かつ実際の仲裁事件を取り扱うことで有益なフィードバックを得ながら，国際仲裁の活性化に向けた有効な施策の在り方について幅広い観点から調査分析を行い，業務終了時まで結論を得ることを目的として実施する。

#### (3) 履行期間

契約締結日～平成 3 6 ( 2 0 2 4 ) 年 3 月 3 1 日まで

### 2 企画競争参加資格要件

#### (1) 予算決算及び会計令第 7 0 条の規定に該当しない者であること。

なお，未成年，被保佐人又は被補助人であって，契約締結のために必要な同意を得ている者は，同条中特別な理由がある場合に該当する。

#### (2) 予算決算及び会計令第 7 1 条の規定に該当しない者であること。

#### (3) 平成 3 1 ・ 3 2 ・ 3 3 年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の区分の有資格者であること。

#### (4) 法人税及び消費税並びに地方消費税の滞納がないこと。

#### (5) 労働保険，厚生年金保険等の適用を受けている場合，保険料等の滞納がないこと。

#### (6) 当省及び他府省等における物品等の契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

#### (7) 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤，組織・人員体制，専門的能力・経験を有すること

### 3 契約候補者の選定方法

本業務の契約候補者は、企画競争参加資格要件を満たした応募者の企画提案書について、企画提案書審査基準に従って評価を行い、その評価点が最も高い者を選定する。

ただし、選定された者は、企画競争の実施結果、最適な者として特定したものであり、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係は生じるものではない。

### 4 手続等

#### (1) 担当部局

法務省大臣官房国際課（担当：石村，西）

東京都千代田区霞が関 1 - 1 - 1 中央合同庁舎 6 号館 2 0 階

電話番号 03 - 3592 - 5398（直通）

#### (2) 企画競争説明会の開催

企画競争説明会を開催し、本業務に係る募集要領等についての説明を行う。

ア 開催日時：平成 31 年 5 月 10 日（金）午後 3 時

イ 開催場所：中央合同庁舎 6 号館 17 階 入札室

#### (3) 企画競争提案書等の提出

ア 提出期限：平成 31 年 5 月 31 日（金）午後 5 時

イ 提出方法：持参又は郵送により、担当職員まで提出すること。

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により、提出期限必着で送付すること。

#### (4) 企画提案に関するヒアリングの実施の有無

必要に応じてヒアリングを実施する。

#### (5) 企画提案に係る経費

企画提案書の作成等、企画提案を行うために発生した経費は、その一切を企画提案者の負担とする。

#### (6) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

### 5 企画提案書の無効

(1) 上記 2 の参加資格を満たさない者が提出した企画提案書は、無効とする。

(2) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止措置を行うことがある。

### 6 その他

(1) その他の詳細は、配付する募集要領による。

(2) 募集要領の配布は、平成 31 年 4 月 26 日（金）から、上記「4 手続等（1）担当部局」において行う。